

応募資格

- 1 命名権者として県と契約締結を希望する法人その他の団体又はそれらにより構成されたグループ(以下「法人等」という。)とする。
- 2 応募者が次の各号に掲げる者でないこと。
 - (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - (3)埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
 - (4)法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
 - (5)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - (6)暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある者
 - (7)その代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含む。)及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である者
 - (8)施設の設置目的等に照らし命名権者として適当でないと認められる者
- 3 命名権者の募集にグループで応募する場合には、次に掲げる全ての要件を満たしていること。
 - (1)グループを構成する全ての法人その他の団体が応募資格を有すること
 - (2)グループを代表する法人又は団体を定めること
 - (3)単独で応募した法人又は団体は、グループの構成員になることはできないこと
 - (4)複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと